

公 示 送 達 書

令和8年9月14日

下記の根拠法令等に係る書類は、当町税務課に保管してありますから来庁のうえ
受領して下さい。

時津町長 山 上 広 信



送達を受けるべき者	氏名	CHOO HYEWON
根 拠 法 令 等	地方税法第703条の4	
(注 意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

(法第20条の2関係)